

# 第 1 章 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

葉山町では、平成22年3月に「葉山町次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定し、「海とみどりにはぐくまれ、のびのび育て葉山の子—ともに育つ豊かなまち葉山—」を基本理念に、「みんなで支える、子育て家庭」「ともに育つ、子どもと保護者」の2つを基本目標として取り組んできました。

国では平成15年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月には「少子化社会対策大綱」、同年12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、待機児童問題等もあることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組支援の充実が図られることとなります。

さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

こうしたことから、本町では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園の普及促進をはじめ、幼稚園・保育所における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、平成27年4月から5年間の本町の子ども・子育て支援の取組について定めます。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定は任意化されていますが、これまでの取り組みをふまえ、本計画は「葉山町次世代育成支援行動計画」と一体的に策定を行い、その基本理念・基本方針を引き継ぐものとします。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動き

- 1994年（平成6年）4月 子どもを保護の対象としてだけでなく、人権の主体として認め、それを保障する「児童の権利に関する条約」が批准される。
- 12月 「エンゼルプラン」（今後の子育て支援のための施策の基本的方向について）が策定される。  
そこでは、平成7年度を初年度とする「緊急保育対策等5か年事業」も策定される。
- 1996年（平成8年）3月 制定後50年が経過する児童福祉法の改正も視野に入れた、児童福祉施策の抜本的な見直しに向けて、中央児童福祉審議会による検討が始められる。
- 1997年（平成9年）6月 児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される。そこでは、保育所への入所が、措置から、利用者と保育所との契約によるものへと改められている。
- 1998年（平成10年）4月 中央児童福祉審議会の検討結果をふまえて、新しい時代に対応した児童福祉法改正案が施行される。
- 1999年（平成11年）12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定され、さらなる事業の充実が求められる。
- 2002年（平成14年）9月 「少子化対策プラスワン」が発表され、男性と女性の育児休業取得率の具体的数値目標を設定するなど、制度の利用の促進が図られる。
- 2003年（平成15年）7月 次世代育成支援対策推進法が制定され、各自治体が「次世代育成支援行動計画」を策定することが明確に義務づけられる。
- 2004年（平成16年）11月 「児童福祉法の一部を改正する法律案」が、第161回（臨時）国会において、衆議院で一部修正が加えられ、11月26日の参議院本会議にて全会一致で可決、成立する。
- 2006年（平成18年）6月 少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」を決定。
- 2007年（平成19年）12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられる。
- 2008年（平成20年）12月 子育て支援事業等を法律上に位置づけ、質の確保と事業の普及促進及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正し、地域・一般事業主・特定事業主における取り組みを促進する等「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布される。
- 2012年（平成24年）8月 「子ども・子育て関連3法」が制定される。

## (2) 神奈川県動き

- 1997年（平成9年）3月 国のエンゼルプランをふまえ、少子化対策のため、「かながわ子ども未来計画」が策定される。  
青少年の健全育成を図るため、「かながわ青少年プラン21」が策定される。
- 2001年（平成13年）4月 「神奈川県青少年関係相談機関連携会議」が設立される。
- 2002年（平成14年）7月 「青少年の健全育成を進める県民大会」が開催される。
- 2005年（平成17年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」が策定される。

## (3) 葉山町の動き

- 1997年（平成9年）3月 母子保健の充実を図るため、「葉山町母子保健計画」が策定される。
- 2000年（平成12年）3月 深刻化している少子化やその子どもを取り巻く様々な問題に柔軟な対応をし、子育てに喜びや楽しみを感じ、健やかに子どもが成長できる町づくりを実現させるために、「葉山町児童育成計画」が策定される。
- 2003年（平成15年）3月 前計画の成果をふまえ、「健やか親子21」等の視点に立って、「第2次葉山町母子保健計画」が策定される。
- 2005年（平成17年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「葉山町次世代育成行動計画」（前期計画）が策定される。
- 2010年（平成22年）3月 次世代育成支援対策推進法に基づき、「葉山町次世代育成行動計画」（後期計画）が策定される。

### 3 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業者とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とします。

また、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、就学前の子ども（0～5歳）が主たる対象者となり、事業によって小学生までが対象となるものもあります。

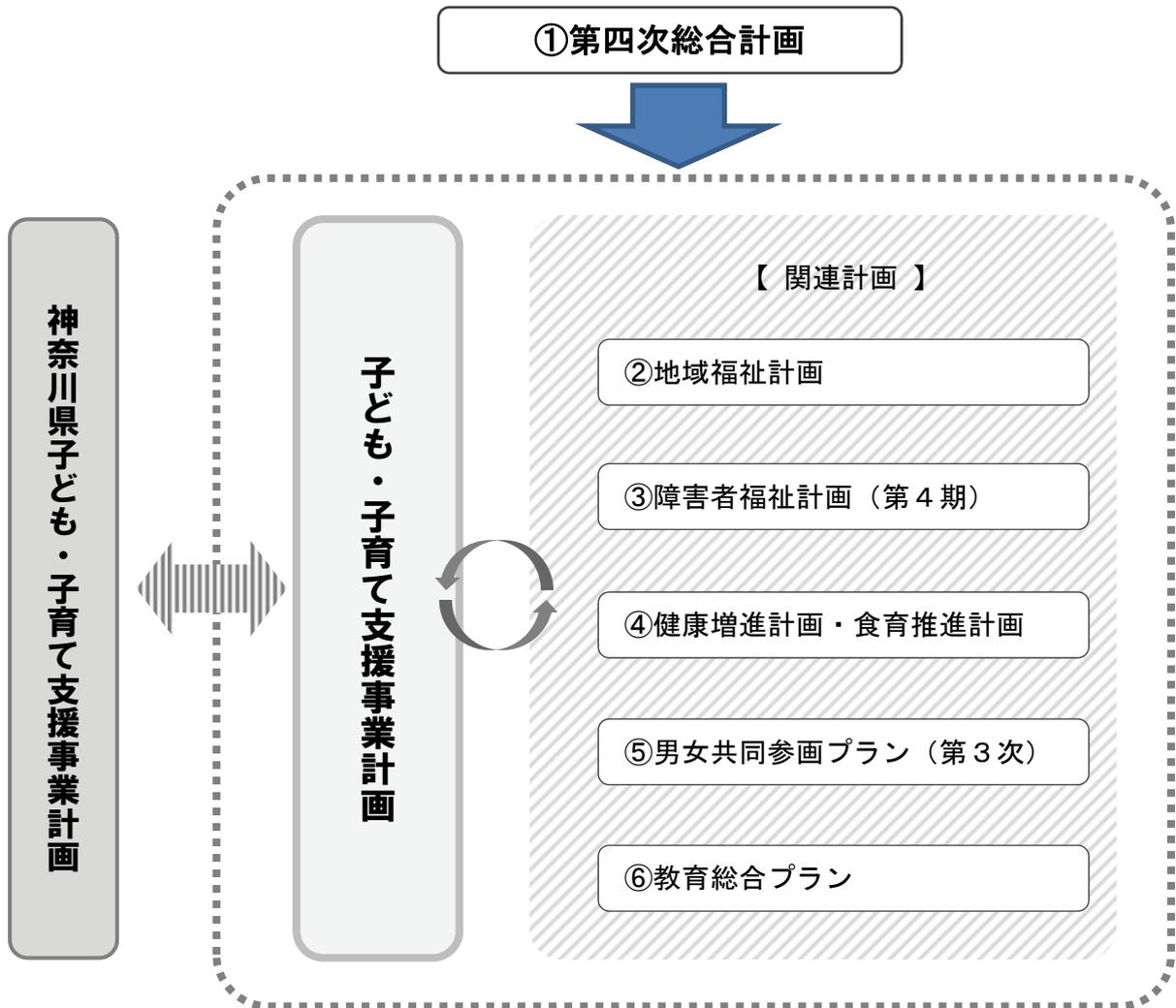
#### 各事業と対象児童年齢

事業	対象児童年齢
教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）	3～5歳
保育認定①（幼稚園）	3～5歳
保育認定②（保育所・認定こども園）	3～5歳
保育認定③（保育所・認定こども園＋地域型保育）	0歳、1・2歳
時間外保育（延長保育）	0～5歳
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ等）	0～18歳
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	0～2歳
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、 1～3年生、4～6年生
利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

## 4 計画の性格

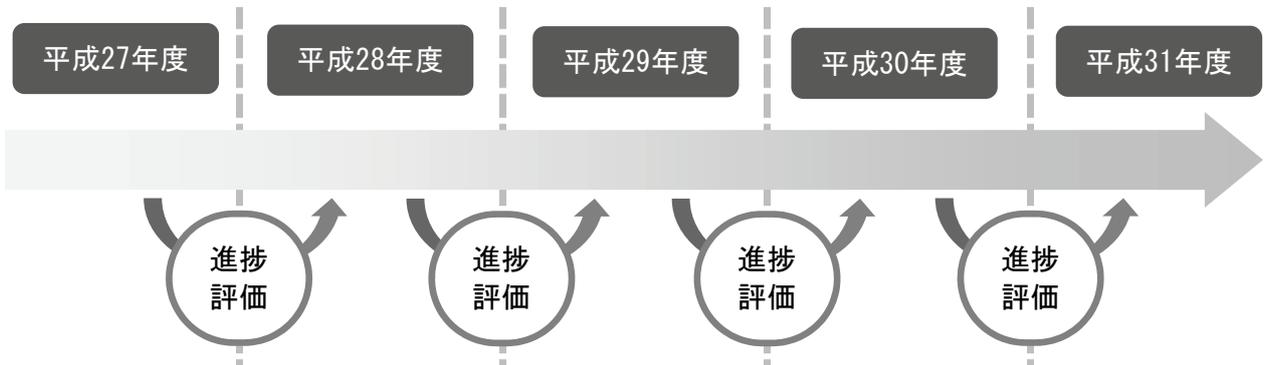
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。そのため、計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえる必要があります。

また、葉山町の総合計画における施策の方向性をふまえるとともに、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意します。



## 5 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。



※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

## 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葉山町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行いました。

さらに、葉山町の子ども・子育て支援対策に関する様々な基礎的データを収集するため、平成25年11月及び平成26年1月に町内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。

